

# キャッシュ・フロー計算書の 計算構造に関する一考察

齋藤 幹 朗

## はじめに

わが国の企業金融は、長期間にわたって間接金融、特に銀行借入金に依存していたが、1986年以降の金利低下と株価の上昇により、企業は銀行借入金にかえて国内では転換社債、海外ではワラント債による資金調達方式を大幅に取り入れた。さらに時価発行増資、1987年のコマーシャル・ペーパーの創設および1991年商法の改正により新株引受権付社債（現在の新株予約権付社債）の発行等の新株発行をとまなう資金調達であるエクイティ・ファイナンスが登場した。<sup>(1)</sup> このようにわが国の企業金融は、他人資本に依存型した従来型間接金融から、エクイティ・ファイナンスの激増によって直接金融および市場型間接金融等とバランスのとれた金融資本市場にシフトすることが、わが国の安定的成長のために求められた。そこで、企業は、このような経営環境の変化にとまなない、企業資金の調達と運用に関心を持たなければならなくなった。そこで、企業は、健全な経営を行うために資金の流れを正確に把握し、資金ショートを起こさないよう資金情報を認識し、これを各種の利害関係者（ステイクホルダー）に開示するため、2000年から財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を作成することになった。

そこで、本稿においては、投資家保護を目的とした証券取引法が、各種のステイクホルダーに開示することを規定したキャッシュ・フロー計算書の構造について考察した。

本稿の目次は、つぎのとおりである。

## 目 次

1. キャッシュ・フロー計算書の意義
2. キャッシュ・フロー計算書の展開
  - (1) 資金繰表
  - (2) 資金収支表
  - (3) キャッシュ・フロー計算書
3. キャッシュ・フロー計算書の計算構造
4. 結 び

## 1. キャッシュ・フロー計算書の意義

キャッシュ・フロー計算書は、各会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表および損益計算書と同様に企業の経営活動全体を対象とする資金の重要な情報を提供する財務諸表である。すなわち、貸借対照表は、会計期末における当該企業の財政状態を示す一覧表であり、損益計算書は、当該企業の一定期間における経営成績を示した一覧表である。これらのうち、貸借対照表と損益計算書は、発生主義にもとづいて認識・測定する財務諸表であるが、キャッシュ・フロー計算書は、現金主義にもとづいて認識・測定する財務諸表である。

キャッシュ・フロー計算書には、次のような価値がある。

- (1) 会計の初心者や発生主義会計を信じていない者が、多少でもそれを理解できるといふ希望を持つことができる。
- (2) キャッシュ・フローに関する情報は、従来の財務諸表である損益計算書及び貸借対照表だけよりも、さらに正確なものが得られる。
- (3) キャッシュ・フローに関する情報は、現金主義に基づいた現金の収支を把握するので、資金に裏付けられた企業の支払能力が把握できる。

このようにキャッシュ・フロー重視の考えは、発生主義会計というフロー中心の思考よりも客観的な資金というストック中心の思考にもとづくものである。

ただし、当該キャッシュ・フロー計算書は、発生主義会計から現金主義会計に逆戻りするのではなく、貸借対照表や損益計算書の不足していた資金の変動に関する情報を補う追加的・補足的な情報を提供するものである。

また、キャッシュ・フロー計算書を作成する目的は、次のような各会計期間におけるキャッシュ・フローに関する有用な情報を、各種のステイクホルダーに対して提供することである。<sup>(2)</sup>

- (1) 営業活動によるキャッシュ獲得能力をしめすこと。  
通常のキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローをいい、また当該営業活動によるキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュのインフローとアウトフローを明らかにし、キャッシュ獲得能力を示している。
- (2) 債務弁済能力や支払配当能力等をしめすこと。  
これは、財務活動によるキャッシュ・フローに表示され、企業が調達した資本が他人資本であるならば債務弁済能力の有無について、また、自己資本であるならば配当金の支払能力について示している。
- (3) 財務構造等の評価・分析に必要な情報を提供すること。  
企業は、キャッシュ・フローを営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フロー等に区分して表示することにより財務構造等の評価・分析が可能である。
- (4) 会計処理の相違による影響を排除できるため、経営成績について企業間比較が容易である。すなわち、固定資産を減価償却する手続きには、定額法や定率法等が、棚卸資産の期末在高を評価する方法として、先入先出法や後入先出法・移動平均法等異なっ

た会計処理を選択することが必要であり、当該会計手続きは、一般に公正妥当な会計処理として認められている。これに対して、キャッシュ・フローの計算は、計算方法に関してほとんど選択の余地はなく、また将来事象の見積りを必要としないため同一の結果に達することから、客観的でその信頼性が高いといえる。

- (5) キャッシュ・フロー数値を変数としてインプットすることを必要とする企業評価モデルが普及したことによりキャッシュ・フロー情報が必要になった。<sup>(3)</sup>

また、これらの財務諸表の様式は、財務諸表等規則様式にその雛形が、つぎのとおり掲載されている。

貸借対照表（報告式）	（様式第二号）
損益計算書（報告式）	（様式第三号）
キャッシュ・フロー計算書（直接法・間接法）	（様式第四、第五号）
利益処分計算書・損失処理計算書	（様式第六、第七号）

なお、本稿では、これらの財務諸表のうち、キャッシュ・フロー計算書の様式を示した財務諸表等規則様式第四号および第五号について検討する。

## 2. キャッシュ・フロー計算書の展開

企業の資金の調達と運用に関する情報の開示は、昭和28年から資金繰表、昭和63年から資金収支表および平成12年からキャッシュ・フロー計算書等を作成することにより施行された。そこで、この資金に関する情報の開示についてみると、つぎのとおりである。<sup>(4)</sup> なお、有価証券報告書において資金繰表と資金収支表は付属資料であったが、平成12年からのキャッシュ・フロー計算書は、財務諸表の一つとして監査の対象となった。

### (1) 資金繰表

証券取引法に基づいて昭和28年に「有価証券の募集又は売上の届出等に関する省令」（大蔵省令）が施行された。この省令が適用される会社は、有価証券報告書において、財務諸表外の情報として「資金繰表」を開示していた。

当該資金繰表は、入金面においては、営業収入、営業外収入、借入金、増資又は社債発行による収入、その他の収入等に、支出面においては、原材料費、人件費、経費（営業費を含む）、設備費、借入金返済、支払利息、配当金、税金その他の支出等に分け、四半期毎に明らかにしていた。

しかし、企業活動の多角化、国際化等の進展、デスロージャー制度をめぐる環境の著しい変化に伴い、資金繰表は、つぎのような点において、不十分であることが指摘されるようになってきた。

- ① 資金繰表は、資金の範囲が現預金に限定されていることから企業の財務活動の実態が十分に反映されていないこと。
- ② また、資金繰表は、企業活動の態様ごとの区分表示が行われていないために資金の調達及び運用状況を的確に把握することが困難であること。

- ③ さらに、資金繰表の作成方法についても明確な指針がないため、企業間の比較可能性等が十分に確保できないこと。

以上のようなことから、昭和61年10月に企業会計審議会では「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」に基づき、「有価証券の募集又は売上の届出等に関する省令」（大蔵省令）が大幅に改正され、昭和62年4月より資金繰表に代わり資金収支表を作成することが要求された。そして、昭和63年10月に大蔵省令は、「企業内容の開示に関する省令」（開示省令）と改称されて、施行された。

## （2） 資金収支表

昭和63年10月に施行された「企業内容の開示に関する省令」（開示省令）は、つぎのような資金繰表の改善・充実を図り、資金収支表を開示することを規定した。

- ① 資金収支表の資金の範囲については、現預金及び市場性のある一時所有の有価証券に拡大した。
- ② 資金収支表の表示方法については、資金収支を「事業活動に伴う収支」と「資金調達活動に伴う収支」に明確に区分して開示することが適当であると考えられた。
- ③ 資金収支表の具体的な作成方法を明らかにするために、上記の考え方を盛り込んだ資金収支表を、次頁に示す表1のように示した。

当該資金収支表は、各会計期間における資金収支を事業活動に伴う収支と資金の調達活動に伴う収支に区分し、これらの区分ごとに収支尻を算出するとともに、これらの収支尻の合計額を期首資金残高に加算して、期末資金残高を算出する形式で示した一覧表である。このような資金収支表にも、次のような問題が提起された。<sup>(6)</sup>

- ① 資金収支表は、企業の経理の状況に関する補助的な会計情報を提供するものとしての位置付けしか与えられていなかった。すなわち、わが国では、資金情報を開示する資金収支表は、資金繰表と同様に、財務諸表外の情報として位置付けられていた。
- ② 資金収支表は、作成基準が設けられておらず、有価証券報告書等の「記載上の注意」として作成指針が規定されているに過ぎないし、財務諸表外の情報であることから監査の対象外であり、信頼性が乏しかった。
- ③ 資金収支表は、資金として一時所有の有価証券が含まれており、価格変動リスクや回収可能性の点から資金収支情報の有用性に問題があった。すなわち、資金の範囲が広いため、企業における資金管理活動の実態が的確に反映されていなかった。

これらの問題点を解消するとともに、企業金融が、銀行借入金に依存した従来型間接金融ばかりでなく、株式・証券による直接金融および市場型間接金融も取り入れ、そのうえ証券監督者国際機構（IOSCO）が国際会計基準を容認したことにより、キャッシュ・フロー計算書を作成する必要性が生じたのである。<sup>(6)</sup>

(表1) 資 金 収 支 表

項 目		金 額	項 目		金 額	
I 事 業 活 動 に 伴 う 収 入	1. 営 業 収 入	××	II 資 金 調 達 活 動 に 伴 う 収 支	1. 短期借入金(手形借入金を含む)	××	
	2. 営 業 外 収 入			2. 割 引 手 形	××	
	(1)受取利息、受取配当等収入	××		3. 長 期 借 入 金	××	
	(2)そ の 他	××		4. 社 債 発 行	××	
	小 計 (A)	××		5. 増 資	××	
				6. そ の 他 の 収 入	××	
	3. 有 形 固 定 資 産 売 却 等 収 入			収 入 合 計 (I)		××
	(1)有 形 固 定 資 産 売 却	××		支 出	1. 短 期 借 入 金 返 済	××
	(2)投 資 有 価 証 券 売 却	××			2. 長 期 借 入 金 返 済	××
	(3)貸 付 金 (短 期 を 含 む) 回 収	××			(一年以内に返済予定のものを含む)	
	(4)そ の 他 の 収 入	××			3. 社 債 償 還	××
	小 計 (B)	××		4. そ の 他 の 支 出	××	支 出 合 計 (J)
収 入 合 計 (C=A+B)	××	資 金 調 達 収 支 尻 (K=I-J)				××
支 出	1. 営 業 支 出		III 投 機 総 合 資 金 収 支 尻 (L=H+K)			××
	(1)原 材 料 又 は 商 品 仕 入	××	IV 低 価 法 適 用 に 伴 う 評 価 損 等 調 整 額 (M)			××
	(2)人 件 費 支 払	××	V 期 首 資 金 残 高 (N)			××
	(3)そ の 他	××	VI 期 末 資 金 残 高 (O=L-M+N)			××
	(3)そ の 他	××	(注) 期首・期末資金残高の内訳			
	小 計 (D)	××				
	2. 営 業 外 支 出		1. 現 金 及 び 預 金		××	××
	(1)支 払 利 息 ・ 割 引 料 等 支 出	××	2. 市 場 性 の あ る 一 時 所 有 の 有 価 証 券		××	××
	(2)そ の 他	××	合 計		××	××
	小 計 (E)	××	(備考) 上記の項目の内訳が、有価証券報告書等の他の箇所に記載されている場合は、注記により当該箇所を明らかにする。			
	3. 有 形 固 定 資 産 取 得 等 支 出					
	(1)有 形 固 定 資 産 取 得	××				
(2)投 資 有 価 証 券 取 得	××					
(3)貸 付 金 (短 期 を 含 む)	××					
(4)そ の 他 の 支 出	××					
小 計 (F)	××					
4. 決 算 支 出 等						
(1)配 当 金	××					
(2)法 人 税 等	××					
(3)そ の 他	××					
小 計 (F)	××					
支 出 合 計 (G=D+E+F)	××					
事 業 収 支 尻 (H=C-G)	××					

### （３） キャッシュ・フロー計算書

わが国では、つぎの理由から、平成12年3月から監査の対象である財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を作成することが義務付けられた。

- ① 1987年にアメリカ財務会計基準審議会（FASB）は財務会計基準書第95号「キャッシュ・フロー計算書」を公表し、また1992年には国際会計基準審議会（IASB, 旧国際会計基準委員会IASC）は国際会計基準改訂第7号（IAS, No.7）「キャッシュ・フロー計算書」を公表した。これらの海外からの影響もあって、企業会計審議会は、平成10年3月「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する意見書」を公表するとともに、会計制度委員会が、平成10年6月及び7月には「連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」を公表し、平成12年3月から連結キャッシュ・フロー計算書の開示が義務付けられた。<sup>(7)</sup>
- ② 証券監督者国際機構（IOSCO）が、企業の外国資本市場での資本調達活動の著しい拡大に対応し、国際的な公募及び上場するために必要な会計基準としてキャッシュ・フロー計算書を規定した国際会計基準を容認したこと。
- ③ 企業資金の調達方法が、従来型間接金融ばかりでなく直接金融および市場型間接金融をも取り入れ、しかも急速にグローバル化したため、世界各国で作成しているキャッシュ・フロー計算書が必要になった。すなわち、わが国でも国際的なルールが通用する金融システムの構築を目指す金融システム改革の一環として、国際会計基準との調和を図ることが必要であり、当該国際会計基準第7号「キャッシュ・フロー計算書」に整合した会計基準を作成することが必要になった。
- ④ 国際会計基準に基づいたキャッシュ・フロー計算書を作成することにより、わが国の企業のダブルスタンダードによる組み換えコストが軽減できること。
- ⑤ 外国企業の財務諸表を日本の資本市場で受け入れるためにも必要であること。
- ⑥ わが国の企業の財務諸表の不透明さを払拭し、世界の投資家から信頼を回復するため、グローバルスタンダードと異なった会計基準を保持していくことは好ましくないこと。

以上のようなことから、わが国の企業金融は、企業の資金調達活動の著しい拡大と従来型間接金融によるものばかりでなく直接金融および市場型間接金融システムによる資金調達に対応させるとともに、国際会計基準や米国会計基準がキャッシュ・フロー計算書を作成すべきことを規定しているので、ダブルスタンダードをなくし信頼性を確保するためにも、平成10年3月13日に、企業会計審議会が「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」を公表した。同作成基準において、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する実務指針については、今後、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置することが必要と考える」と述べられ、そのことを受けて、平成10年6月8日（その後平成11年6月8日改訂）に会計制度委員会の報告第8号において「連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」が定められたのである。

なお、キャッシュ・フロー計算書の変遷を一覧表にすると、次のように示すことができる。<sup>(8)</sup>

(表2) キャッシュ・フロー計算書の変遷

項目	資金繰表	資金収支表	キャッシュ・フロー計算書
(基準名等)			
1. 基準名	証券取引法第24条 大蔵省令第74条「有価証券の募集又は売上の届出等に関する省令」	同左 大蔵省令第41条「企業内容等の開示に関する省令」	大蔵省企業会計審議会意見書「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」 「連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
2. 施行日	1953年9月1日施行、1971年一部改正	1988年10月1日施行	1998年3月13日公表 2000年4月施行
3. 位置づけ	財務諸表外の情報	財務諸表外の情報	財務諸表の一つ
(目的)			
4. 利用目的	規定なし	同左	同左
5. 作成目的	規定なし	事業活動に伴う収支資金調達活動に区分、連続する2期間と第2期の中間期の実績を示す。	企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するもの。
(適用範囲)			
6. 報告単位	個別	個別	連結または個別
7. 適用範囲	有価証券届出書・報告書提出会社	有価証券届出書・報告書提出会社	有価証券届出書・報告書提出会社
(資金概念)			
8. 定義	現金預金	現金及び預金並びに市場性ある一時所有の有価証券	現金及び現金同等物
9. 現金同等物の内容			
「期間限定」			3ヶ月定期預金、譲渡性預金、コマース・ペーパー、売り戻し条件付現先、公社債投資信託
「短期投資の種類」			
(表示形式)			
10. 収支内容	区分しない(収入、支出)	2区分(事業活動に伴う収支、資金調達活動に伴う収支)	3区分(営業活動、投資活動、財務活動)
11. 特定目的の分類			
「法人税支出(還付)」	規定なし	事業活動	営業活動
「利息収入」	規定なし	事業活動	営業活動または投資活動
「利息支出」	規定なし	事業活動	営業活動または財務活動
「配当金収入」	規定なし	事業活動	営業活動または投資活動
「配当金支出」	規定なし	事業活動	財務活動
「異常項目(例外的項目)」	規定なし	規定なし	規定なし
12. 営業活動によるキャッシュ・フロー表示(直接法・間接法)	規定なし	規定なし	直接法または間接法
13. 表示形式(照合式・残高式)	規定なし	照合式	照合式
(その他)			
14. 非現金収支	規定なし	規定なし	注記事項
15. 為替変動の影響	規定なし	低価法に伴う評価損等調整額に含める。	正味現金増減額の前に区分表示

### 3. キャッシュ・フロー計算書の構造

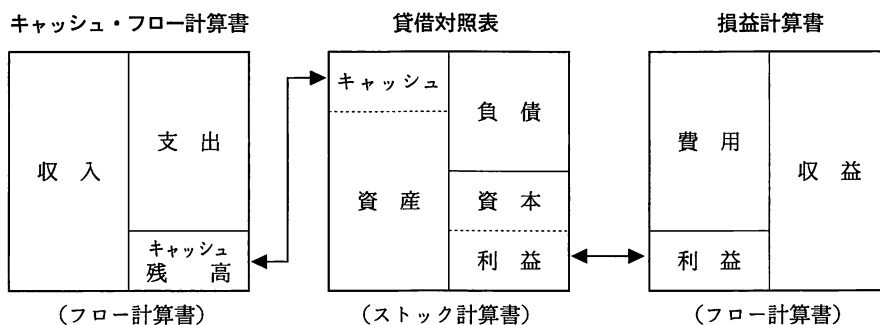
わが国では、証券取引法により2000年3月決算期から連結キャッシュ・フロー計算書（またはキャッシュ・フロー計算書）を、連結貸借対照表（または貸借対照表）及び連結損益計算書（または損益計算書）とともに連結財務諸表（または財務諸表）の1つとして作成し、公表しなければならないのである。

なお、公表するキャッシュ・フロー計算書は、前述したように財務諸表等規則様式第四号の直接法と同第五号の間接法がある。

また、ヒースによれば、財務諸表とストック・フロー概念について、つぎのように述べている。「財務諸表は、本質的に、経済的な活動領域に関する地図である。財務諸表は基本的には2つの種類の計算書すなわち状態の計算書とフローの計算書からなる。状態の計算書が会社の財政状態の種々の側面を描写するのに対して、フローの計算書は会社の企業活動が財政状態のある種の側面に与える影響を描写する。

会社の財政状態には多くの異なる側面があるので、多くの異なるフローの計算書を作成することができる。企業活動が現金、総資産、長期負債、あるいは固定資産に与える影響をそれぞれ示す計算書が、すべてフローの計算書の例である。」<sup>(9)</sup>

ここに企業の財政状態を描写した状態の計算書は、貸借対照表であり、フローの計算書は、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書等である。



この三者の関係についてみると、キャッシュ・フロー計算書においてストックとして表わされるキャッシュ（現金及び現金同等物を含む、以下同じ）残高が貸借対照表のキャッシュに等しく、損益計算書の当期純利益は貸借対照表の当期純利益に等しい。すなわち、キャッシュに関する各会計期間における取引の明細を示した一覧表が、キャッシュ・フロー計算書であり、当期純利益の発生源を勘定科目別に示した一覧表が、損益計算書である。

このようにキャッシュ・フロー計算書は、計算構造上の形式的な関係から貸借対照表や損益計算書と対等に位置付けられる財務諸表で、派生的な補足情報であったり、複式簿記と無関係な明細表ではない。

また、企業の利益は、実現主義の原則によって認識・測定された収益と発生主義の原則によって認識・測定された費用の差額として計算される。これに対して、キャッシュ・フロー



は、基本的には、現金主義によって認識された収入と支出から計算される。

そして、企業における収益と費用は、過去・現在・将来の収入と支出が期間配分されたものであるため、収益・費用を認識・測定する時期と収入・支出の時期との間に時間的相違が生じている。

まず、収益と収入の関連性についてみると、期間的相違により、つぎの三つのケースがある。

- ① 受取手数料、受取利息および受取地代等のように当期収入であるとともに、当期収益に属するもの(収入・収益)。
- ② 前受手数料、前受利息および前受地代等のように当期の収入であるが、次期の収益に属するもの(収入・未収益)。
- ③ 未収手数料、未収利息および未収地代等のように次期の収入であるが、当期の収益に属するもの(収益・未収入)。

そこで、キャッシュ・インフローを算出するためには、収入・未収益項目を利益に加算し調整するとともに、収益・未収入項目を利益から減算し調整することが必要である。

また、費用と支出の関連性についてみると、期間的相違により、つぎの三つのケースが生じる。

- ① 支払家賃、支払利息および支払地代等のように当期支出であるとともに、当期費用に属するもの(支出・費用)。
- ② 前払家賃、前払利息および前払地代等のように当期に支出したが、次期の費用に属するもの(支出・未費用)。
- ③ 未払家賃、未払利息および未払地代等のように次期に支出しなければならないが、当期の費用に属するもの(費用・未支出)。

ここでもキャッシュ・アウトフローを算出するためには、支出・未費用項目は、利益から減算し調整するのに対し、費用・未支出項目は、利益に加算し調整することが必要である。

このようなキャッシュ・フロー情報が必要な理由として、つぎのことが考えられる。

第一に、発生主義会計においては、利益(黒字)が生じていても資金不足が生じたときには黒字倒産という経営危機の状態に陥ることがある。そこで、企業は、経営成績や財政状態ばかりでなく、キャッシュ・フローの状態についてもディスクロージャーが必要である。

第二に、発生主義会計の利益は、現在の市場経済環境の持続を前提とした中・長期的な企業業績の指標であるのに対して、キャッシュ・フロー情報は、収支の期間配分を行わない短期的ないし近視眼的な企業の業績指標である。

第三に、キャッシュ・フロー情報は、事実としての現金収支を基礎とした信頼性ないし客観性が高い。

最後に、企業価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値によって算出する考え方が普及してきている。<sup>(40)</sup>

このようなことから必要とされるキャッシュ・フロー情報は、営業活動・投資活動及び財務活動の源泉別に区分し、さらに営業活動によるキャッシュ・フローについては、営業収入、仕入支出、人件費支出、その他営業支出等主要な取引ごとに総額表示する直接法、あるいは損益計算書で計算される純利益と営業活動に係るキャッシュ・フローの関係を表示する間接

法のいずれかの方法により作成しなければならない。

このようにキャッシュ・フロー計算書の構造は、発生主義会計における認識・測定し表示した損益計算書や貸借対照表と異なり、それらの損益計算書や貸借対照表を補足し追加する情報として、現金主義によって認識し測定するものであることが明らかである。

#### 4. 結 び

企業資金は、全ての企業が経営活動を遂行するために、人間の血液と同一の職能を果たしている。なぜならば、発生主義会計において利益が認識・測定されても、企業資金が逼迫すると、当該企業は倒産することがある。したがって、このような企業資金の不足による黒字倒産が発生しないように発生主義会計における利益を認識・測定するだけでなく、企業におけるキャッシュのインフロー、アウトフローおよびネットを認識・測定することが必要である。これらの企業の経営活動において必要なキャッシュ・フローを認識し測定した財務諸表が、キャッシュ・フロー計算書である。

なお、このようなキャッシュ・フロー重視の考えは、発生主義会計から現金主義会計に逆戻りするのではなく、貸借対照表や損益計算書に不足している企業資金の変動に関する情報を補う追加的な情報を各種のステイクホルダーに提供するものである。さらに、キャッシュ・フローは、グロスで認識し測定するのではなく、企業の経営活動である営業活動、投資活動および財務活動に整合した運転資金、投資資金および調達資金に区別して認識し測定する必要もある。また、営業活動によるキャッシュ・フローは、直接法による表示と間接法による表示がある。これらのことについては、次の機会に検討してみたい。

#### 〈注記〉

1. 宮崎義一著 “複合不況” 133～136頁、中央公論社 1993年
2. Robert C.Higgins “Analysis for Financial Management” pp.16-20, Irwin McGraw-hill, 2000
3. 桜井久勝稿 “キャッシュ・フロー計算書の位置づけ” 「会計」第160巻第1号
4. 企業会計審議会第一部会小委員会 “証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）” 昭和61年10月31日
5. FASB “FAS No. 95” A statement of Cash Flows”  
企業会計審議会 “連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する意見書”（平成10年3月）  
会計制度委員会 “連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針”（平成10年6月、7月）
6. IOSCO（証券監督者国際機構）は、1993年に国際会計基準を、国際的な公募および上場する企業の会計基準（Core Standards）として認めるため、40項目の会計基準をIASに提示した。その結果、国際会計基準委員会（IASC後にIASBと改称）は、今までの会計基準を検討し、最終的に、1998年12月IAS. No. 30「金融商品：認識と測定」の会計基準を設定し、IOSCO（証券監督者国際機構）のCore Standardsとして認められた。

なお、国際会計基準 (IAS) は、国際財務報告基準 (IFRS) と改称された。また、当該国際財務報告基準は、2004年3月に第5号まで公表されている。

Core Standardsと国際会計基準との関係は、つぎのとおりである。

IOSCOが1993年に設定したCore Standards		国際会計基準	
1.	会計方針の開示	I A S	1 (1997年)
2.	会計方針の変更	I A S	8 (1993年)
3.	財務諸表に開示する情報	I A S	1 (1997年)
4.	収益の認識	I A S	1 8 (1993年)
5.	工事契約	I A S	1 1 (1993年)
6.	生産および仕入原価	I A S	2 (1993年)
7.	減価償却	I A S	4 (1974年)
		I A S	1 6 (1998年)
8.	資産の減損	I A S	3 6 (1998年)
9.	税金	I A S	1 2 (1996年)
10.	臨時項目	I A S	8 (1993年)
11.	政府の補助金	I A S	2 0 (1982年)
12.	退職給付	I A S	1 9 (1998年)
13.	その他の従業員給付	I A S	1 9 (1998年)
14.	研究開発費	I A S	3 8 (1998年)
15.	利息	I A S	2 3 (1993年)
16.	ヘッジング	I A S	3 9 (1998年)
17.	有形固定資産	I A S	1 6 (1998年)
18.	リース	I A S	1 7 (1997年)
19.	棚卸資産	I A S	2 (1993年)
20.	繰延税金	I A S	1 2 (1996年)
21.	外国通貨	I A S	2 1 (1993年)
22.	投資	I A S	3 9 (1998年)
23.	金融商品	I A S	3 2 (1998年)
		I A S	3 9 (1998年)
24.	ジョイントベンチャー	I A S	3 1 (1990年)
25.	偶発事象	I A S	3 7 (1998年)
26.	後発事象	I A S	1 0 (1999年)
27.	流動資産および流動負債	I A S	1 (1997年)
28.	企業結合	I A S	2 2 (1998年)
29.	研究費・営業権以外の無形固定資産	I A S	3 8 (1998年)
30.	キャッシュ・フロー計算書	I A S	7 (1992年)
31.	連結財務諸表	I A S	2 7 (1988年)
32.	超インフレーション経済下の子会社	I A S	2 1 (1993年)
		I A S	2 9 (1989年)
33.	関連会社と持分法	I A S	2 8 (1988年)
34.	セグメント報告	I A S	1 4 (1997年)
35.	中間財務諸表	I A S	3 4 (1998年)
36.	一株当たり利益	I A S	3 3 (1997年)
37.	関連当事者の開示	I A S	2 4 (1994年)
38.	事業部門の廃止	I A S	3 5 (1998年)
39.	基本的誤謬	I A S	8 (1993年)
40.	見積もりの変更	I A S	8 (1993年)

また、わが国の企業金融は、従来型間接金融のほか市場型間接金融および直接金融も含めた資金の調達形態に拡大・変化している。

- ① 従来型間接金融は、預金により調達した資金を原資とした銀行貸出で、企業の借入金である。
- ② 市場型間接金融は、仲介機関が資本市場を用いて調達した資金を原資として企業に資金供給することである。具体的には、投信商品、年金、生保勘定を通じて、CP、社債、株式等を購入する仕組みである。
- ③ 直接金融は、CP、社債および株式等企业が仲介機関を介さず、最終的な資金の出し手が、直接資金を供給する仕組みである。

（産業構造審議会報告書「金融資本市場の構築」174～175頁、通産省、1999年）

7. IAS, No 7 “Cash Flow Statements (revised)” 1992
8. 鎌田信夫著 “会計情報システムに基づくキャッシュ・フロー情報の処理”（会計第164号第1号）を加筆修正した。
9. Heath, L. C “Financial Reporting and the Evaluation of Solvency” Accounting Research Monograph. No 3, AICPA, 1978
10. 桜井久勝稿 “前掲論文”

#### その他参考文献

1. 新田忠誓稿 “キャッシュ・フロー計算書における間接法の合理性” 「会計」第159号第1号
2. 佐藤倫正稿 “キャッシュ・フロー会計と企業経営” 「会計」第160号第1号
3. 角ヶ谷典幸稿 “割引現在価値法の諸形態” 「会計」第164巻第1号